

和光市固定資産評価審査委員会 会議録

開催日	令和4年6月30日(木) 13時55分から14時20分まで
開催場所	和光市役所 監査室
議 題	(1) 委員長の選任について (2) 委員長職務代理者の指定について
その他	① 令和4年度固定資産税・都市計画税の課税状況 ② 納税者からの課税決定、更正等に対する相談の受付状況、事例 ③ 課税に係る相談、審査申出の要因となり得る制度改正等
出席委員	委員長 浪間 貞 委員長職務代理 芝波田 大樹 委員 横室 静男
事務局	書記(監査委員事務局 主幹) 大塚 欣也 書記(監査委員事務局 主査) 舟越 るい

大塚書記

おはようございます。

ただいまから、令和4年度和光市固定資産評価審査委員会を開会いたします。委員の皆様には、ご多用のところご出席いただきましてありがとうございます。

本日は、当事務局から書記のわたくし大塚と、舟越が出席しております。よろしく願いいたします。

それでは、着座にて進めさせていただきます。

それでは、本日の会議の進行についてご説明いたします。

委員長につきましては、昨年7月の会議から1年間、横室委員にお務めいただきました。どうもありがとうございました。新しい委員長が決まるまでの間、私どもで議事を進行させていただきます。

本日の議題ですが、お手元の会議次第のとおり、「① 委員長の選任について」として、令和4年度の新委員長を、「② 委員長職務代理者の指定について」として、委員長職務代理者を選任いただきます。

また、その他の

- ① 令和4年度固定資産税・都市計画税の課税状況
- ② 納税者からの課税決定、更正等に対する相談の受付状況、事例

③ 課税に係る相談、審査申出の要因となり得る制度改正等は、市の課税状況等を把握し、固定資産評価審査委員会の活動における今後の参考としていただくことを目的として、市の固定資産税の現状や実際の相談事例、制度改正等に係る状況について、後ほど、課税課職員からご説明申し上げます。

それでは、「委員長の選任について」の議題に入らせていただきます。

和光市固定資産評価審査委員会条例 第2条 では、第1項で「委員会に委員長を置く」、第2項で「委員会は、委員のうちから委員長を選挙しなければならない」、第7項で「委員長の任期は、1年とする。ただし、再任することを妨げない」と規定しています。

本日は、委員3名全員が出席しておりますので、会議は成立しています。それでは、和光市固定資産評価審査委員会委員長選挙をお願いしたいと思います。

芝波田委員

昨年度委員長職務代理であった浪間委員にお願いしてはいかがでしょうか。

大塚書記

ただいま、浪間委員にというお声がありましたが、いかがでしょうか。

浪間委員

承知しました。

大塚書記

それでは、今年度は浪間委員に委員長を務めていただきます。

委員長が決まりましたので、この後の会議の進行は浪間委員長にお願いしたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

浪間委員長

委員長を務めさせていただきます。よろしくお願います。

議事を続けます。

「議題② 委員長職務代理者の指定について」ですが、条例第2条第6項に、職務代理者は委員長があらかじめ指定することとなっておりますので、私から指名させていただきます。

芝波田委員にお願いしたいのですがいかがでしょうか。

芝波田委員

承知しました。

浪間委員長

委員長職務代理者は、芝波田委員としました。

よろしく願いいたします。

それでは、議題が終了しました。

事務局お願いします。

大塚書記

次の議題の説明のため、課税課職員をお呼びします。

少々お待ちください。

大塚書記

それでは、令和4年度固定資産税・都市計画税の課税状況についてご説明をいただきます。まず、固定資産評価審査委員会委員さんをご紹介いたします。

(各委員を紹介)

次に課税課の職員につきましては、自己紹介でお願いいたします。

白川課長

(自己紹介)

桶田統括

(自己紹介)

大塚書記

本日は、よろしく願いいたします。

それでは、令和4年度固定資産税・都市計画税の課税状況について説明をお願いします。

(課税課説明)

大塚書記

ありがとうございました。何かご質問はありますか。

一 同

なし

大塚書記

せっかくの機会ですので、事務局から質問します。審査申出には至らない、窓口や電話での問い合わせはどのくらいありますか。

桶田書記

問い合わせは毎年あります。今年度はさほど多くはありませんでした。

大塚書記

分かりました。

大塚書記

本日の予定は全て終了いたしました。

以上をもちまして、固定資産評価審査委員会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。